

○議長（茅沼隆文）

日程第12 議案第42号 開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減制度の拡充等、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第42号 開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年5月8日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、まず、条例改正の背景について、ご説明いたします。総務省は、去る3月31日に、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを盛り込んだ地方税法の一部改正に係る政令を公布いたしました。これは、改正地方税法が同日に参院本会議で可決、成立したことを受けまして、課税額等の金額が改正されたものでございます。今回の条例改正は、この政令改正を受けて、条例の改正案をご提出させていただいたものでございます。

既に国民健康保険税につきましては、平成25年法律第112号 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、この第4条第7項によりまして、持続可能な医療保険制度等を構築するために検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされ、国民健康保険税の課税限度額の上限額引き上げが決定されております。これは国民健康保険におきまして、相当の高所得のものでありまして、保険税の課税限度額しか負担していないという仕組みとなっている現状を改めるために、課税限度額を段階的に引き上げて、結果的に、高所得層により多く負担をいただき、中間所得層の被保険者に配慮した負担設定を行うというものでございます。

これまで数回にわたる限度額の引き上げ幅でございますが、おおむね1万円から4万円の幅で引き上げをされておりますが、平成27年度におきましても、基礎課税額を1万円、後期高齢者支援金等課税額を1万円、介護納付金課税額を2万円、計4万

円を引き上げることとされました。これにより、基礎課税額は51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税金は16万円から17万円に、介護納付金課税額は14万円から16万円となります。

次の改正点でございますが、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置の対象となる世帯の減額判定所得について、経済動向を踏まえ、見直しが行われました。現行の5割減額の基準としましては、基礎控除額33万円に加え、被保険者層に乗ずる金額を24万5,000円としておりますが、これを26万円とし、また、2割減額の基準につきましては、同様に45万円が47万円とされました。

それでは、1枚お開きください。

開成町条例第 号 開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条 開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。この第2条第2項が先ほどのようなご説明の基礎課税額の規定でございますが、51万円から52万円に引き上げられることによる改正でございます。

次に第3項が、後期高齢者支援金等課税額でございますが、これが16万円から17万円に引き上げられます。

次に第4項、もう一枚おめくりいただきたいと思っておりますけれども、介護納付金課税額分でございます。14万円から16万円に引き上げられます。

次に第24条の改正でございます。減額措置の規定でございますが、同様に基礎課税額の規定を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の規定を16万円から17万円、介護納付金課税額の規定を14万円から16万円に改正いたします。

第24条第2号の改正でありますけれども、基礎控除額33万円に加え、被保険者数に乗ずる金額を24万5,000円から26万円に改正いたします。

次に3ページになりますけれども、第3号では、同様に45万円を47万円に改正をいたします。

なお、お手元に今回の改正について、参考資料を配付いたしておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

次に、第2条、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第2条、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成26年開成町第10号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。これは平成26年開成町条例第10号により、既に改正済みの開成町国民健康保険税条例の一部につきまして、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」これに改める部分についてのみ、適用日は平成29年1月1日の施行となっております。いまだ未施行状態でありますけれども、このたび、これを改正地方税法に基づきまして、施行期日が平成28年1月1日とされましたので、これにあわせて改めるものでございます。

附則でございます。一つ、この条例は公布の日から施行いたします。

二つ、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

菊川敬人議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。今回、国保の施行令が一部改正になったということで、中低所得者については、減額されるような形の法律改正になっております。

そこで、現状と改正になった場合の中低所得者がどれくらい減免されるか。実際に、どれくらいの該当者が出てくるのかをお聞かせ願いたいのと。あと超過分ですね。現在よりも超過する人が出てくると思うのですが、その超過分がどれくらいに相当するのか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えいたします。今回の改正に係る影響ということでございますが、まず、1点目、低所得者に係る軽減の世帯数、これが増えるということになりますけれども、今のところの積算ですと、5割軽減が、世帯数で申しますと183世帯が202世帯、人数で申し上げますと374人が409人、また2割軽減の対象になる世帯ですが、220世帯が227世帯、人数で申しまして499人が530人と、いずれも軽減の世帯数が増えるということになります。

また、2点目の限度額を超過する世帯数ということでございますが、限度額を超える世帯数をなるべく抑えるという改正でございますので、世帯数が減ります。現状52世帯オーバーしているわけでございますが、これが47世帯になるのではないかと、いうふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかにご質問ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、それでは、採決を行います。

議案第42号 開成町国民健康保険税条例及び開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

お座りください。全員起立によって、可決いたしました。